

“地域で、安心して、自分らしい生活”を実現するために

「一人ではむずかしい」 をサポートします

日常生活自立支援事業

成年後見制度

訪問販売の人に
すすめられて、
分からないのに
契約をしてしまった

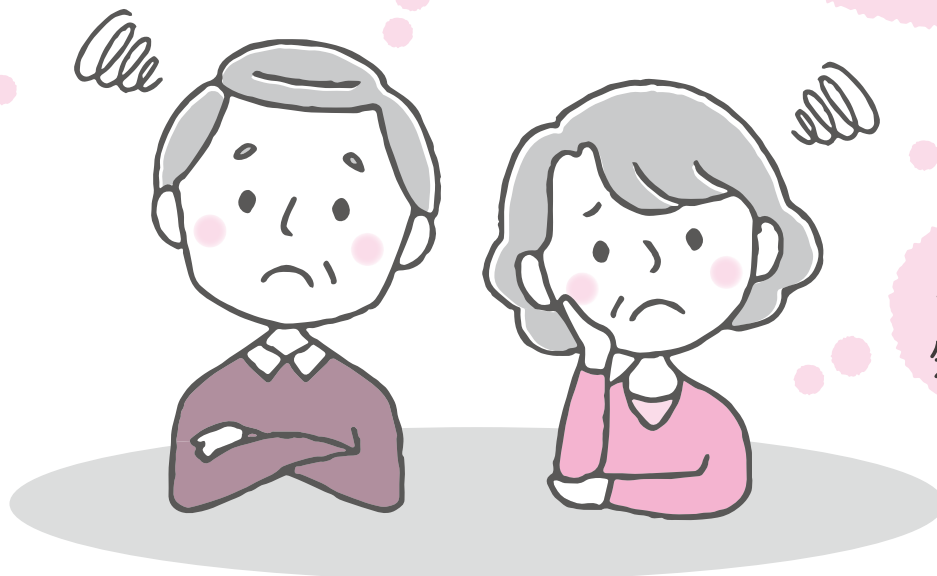
福祉サービスを使いたいけど、
契約内容などむずかしいことは
分からない

計画的に
お金を使いたいのに、
いつも迷ってしまう

ひとりで
銀行に行っても、
よく分からない

役所からいろいろな
書類が来るけど、
どう手続きすればいいのか
分からない

通帳など
大事な書類を
失くしてしまった



社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

日常生活自立支援事業と成年後見制度のちがい

各事業・制度の概要は4ページ以降に掲載

	日常生活自立支援事業	成年後見制度（法定後見）
対象者	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等	
	軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない者で「自分一人で福祉サービスの利用手続きをすることに不安がある者」や「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある者」。	精神上の障害により事理を弁識する能力（判断能力）が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く常況（後見）にある者
支援内容	本人の意思に基づき、日常生活の範囲内での支援 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり物の保管 ※施設入所手続き等の代理行為は除く	・本人の行為全般について本人を代理する（後見）、必要とされる範囲の代理権行使（補助・保佐） ・代理権、同意権・取消権を行使することによって本人を保護
援助の理念	「利用者個人の尊厳を確保し、本人の立場に立って福祉サービスの利用援助を行う」 本人の意思に基づき契約、支援計画を作成	「自己決定の尊重と本人の保護との調和」 本人の意思を尊重して本人の状態に応じて後見人等が判断 代理権・取消権という権限を行使することによって本人を保護
支援者	市町村社会福祉協議会 専門員、生活支援員	成年後見人、保佐人、補助人
費用	相談は無料、サービスの利用は有料 ※利用料は各市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。	成年後見人等への報酬について家庭裁判所が本人の資産状況等を考慮して決定
利用方法	・市町村社会福祉協議会に申込み ・契約締結能力をガイドラインにより確認後、必要に応じて契約締結審査会にて審査	・申立権者により家裁へ申立て ・医師の診断書等を提出し、家庭裁判所の審判により決定
法的根拠	厚生労働省・社会福祉法	法務省・厚生労働省・民法

		日常生活 自立支援事業	成年後見制度	
			法定後見	任意後見
判断能力あり				将来に備えて、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶ。 ・即効型…任意後見契約と同時に任意後見監督人選任の申立てを行う ・移行型…任意後見契約と委任契約を行う ・将来型…任意後見契約のみを行う ◆契約は公証役場で公証人が作成します。
日常生活に不安がある		軽度の認知症や障害等により、自分一人では契約等の判断をすることが不安だったり、お金の管理に困っている方が対象。 ◆利用契約には、契約の内容を理解できる判断能力と本人意思が必要になります。		
不十分	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。		認知症や障害等により、自分一人では契約等ができなかったり、お金の管理ができない方が対象。 ◆申立てには、医師の診断が必要になります。	判断能力が不十分に なったとき 任意後見人は、本人と話し合って決めた契約内容にしたがって支援。 ◆家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。
著しく不十分	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。			
欠ける	支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。			

日常生活自立支援事業の概要



日常生活自立支援事業とは

高齢や障害により、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会（以下、社協）が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障害のある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

利用対象者

軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方で「自分一人で福祉サービスの利用手続きをすることに不安がある者」や「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある者」が対象になります。

※認知症の診断を受けていない方や障害者手帳を取得していない方も含みます。

サービス内容・支援方法

● サービス内容

① 福祉サービス利用援助

- ・福祉サービスの利用に関する情報の提供・相談、申し込み・契約のお手伝い、苦情解決制度の利用手続きの援助
- ・住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供・相談、商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリングオフ制度等）の利用手続き
- ・住民票の届け出等の行政手続き

② 日常的金銭管理サービス

- ・福祉サービスや医療費の利用料金、税金や保険料、公共料金、家賃の支払い手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き

③ 書類等預かりサービス

- ・年金証書、預貯金通帳、権利証、実印などの書類預かり

専門員と支援員の役割

● 専門員

- ・困りごとや悩みごとについて相談を受けます。
- ・利用者本人の困っていることや希望をお聞きして、支援計画をつくります。
- ・サービスの利用開始後、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば相談を受けます。

● 生活支援員

- ・契約後、支援計画に基づき定期的に訪問します。
- ・福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

成年後見制度の概要



成年後見制度とは

認知症や障害などにより、判断能力が十分でない方が、必要な契約を結べなかったり、自身に不利な契約を結んでしまったりする場合に備えて、家庭裁判所（以下、家裁）が選んだ成年後見人、保佐人、補助人（以下、後見人等）が、本人に代わって福祉サービスの利用契約などを行ったり、不動産や預貯金などの財産管理をするしくみです。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

成年後見制度	法定後見制度	類 型	判断能力	援助者
		後 見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保 佐	著しく不十分	保佐人
		補 助	不十分	補助人
	任意後見制度	判断能力が十分なうちにあらかじめ自ら選んだ人（任意後見人）に自分の生活や財産管理などの代理権を与える契約を公正証書で結ぶ「任意後見契約」		

利用対象者

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が対象になります。判断能力についての医師の診断書等（場合により鑑定や本人との面接の結果等）を総合的に検討して、家裁が「後見」「保佐」「補助」の3つのしくみのどれに当てはまるかを決定します。

後見人等の役割

家裁によって選ばれる後見人等は、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士などの専門職や親族のほか、社協等の法人が選ばれることもあります。また、後見人等が複数選ばれることもあります。

後見人等は本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、その権限に応じて代理権、同意権・取消権などを用いて支援を行います。

代理権 …………… 本人に代わって契約や申請を行ったり、そのために必要な財産を管理する。

同意権・取消権 …… 本人が不利な契約を結ばされるような場合には同意をしないこと（同意権）や、すでに不利な契約を結んだ場合は取り消すこと（取消権）により本人の利益を保護する。

※同意権、取消権は日用品の購入などを除きます。

●後見人等の主な職務

①財産管理

- ・預金通帳や権利証などの保管、収入・支出の管理、遺産相続の手続き

②身上監護

- ・借家の契約と費用支払い・医療機関の入院や施設入居などの契約と費用の支払い
- ・福祉サービスの契約、費用の支払い、生活の見守り、契約履行の監視と改善要望

日常生活自立支援事業を利用する前に



利用する前に考えてほしいこと

- ・利用者本人と社協とで利用契約を結び、「支援計画」に基づきサービスを提供します。そのため、本人に利用契約の内容が理解出来る能力と利用意思があることが必要です。利用契約の内容が理解出来ないなど、判断能力が低下している場合は、成年後見制度の利用を検討します。
- ・相談・調査により本事業の対象に該当すると見込まれた場合は、必要に応じて契約締結審査会[※]に諮り利用の可否を決定します。

(※) 法律、医療、福祉の専門家等で構成され、本事業の契約の可否や支援の内容等に関する助言をする審査会です。

日常生活自立支援事業では出来ないこと

- × 施設入所等にとまなう身元引受人や保証人
 - × 施設入所契約の代理
 - × 外出援助、ヘルパーが対応するような買い物
 - × 本人の自宅の処分や賃貸の解約
 - × 確定申告
- など

日常生活自立支援事業で預かれないもの

- ⚠ 自宅の鍵、貸金庫の鍵、遺言書
 - ⚠ 宝石、書画、骨董品、貴金属、現金
 - ⚠ 大きな価格変動の可能性がある有価証券
- など

日常生活自立支援事業の利用の実際

利用にあたっての詳細は各社協にお問い合わせのうえ、ご確認ください。



利用者

利用者数は年々増えており、高齢者や障害のある方の生活を支える事業として定着しつつあります。利用者の約半数は認知症高齢者ですが、地域移行により知的障害や精神障害のある方の利用も増加しています。



支援までにかかる期間

初回相談から契約締結までにかかる期間は、概ね3～6ヵ月です。本人状況等によっては、それ以上かかることもあります。



利用料

日常的金銭管理サービスの利用料は、所得税額や市県民税額など各社協が定める設定基準によって決まります。基準に応じて、毎月0～10,500円がかかります。(※生活保護受給者、低所得者等には減免制度が設けられています) 書類等預かりサービスの利用料は、毎月500～1,500円がかかります。(※生活保護受給者、低所得者等にも利用料がかかります)

成年後見制度を利用する前に



利用する前に考えてほしいこと

- ・後見人等は、本人の状況に応じて家裁が選任します。
- ・後見人等が選任されると、原則として本人の判断能力が回復するか亡くなるまで続きます。
- ・後見人等は本人の財産に応じて報酬を受け取ることがあります。報酬額は、本人の財産状況等をふまえて家裁が決定します。

成年後見人等が出来ないこと

- × 保証人
- × 身体介護や毎日の買い物、通院時付き添い等の事実行為
- × 手術等の医療同意
- × 養子縁組、認知、結婚、離婚などの意思表示

成年後見人等が選任されることによる本人の制限

- ▲ 印鑑登録の抹消（後見）

成年後見制度の利用の実際



利用者数

法定後見と任意後見の利用者数は全国で218,142人となっており、後見の利用者数が最も多くなっています。

また、平成30年に認容され終局したもののうち、制度を利用する本人の年齢は65歳以上が全体の7割以上となっています。



審理期間と後見人等の選任

申立てから後見人等の選任まで、概ね1～2ヵ月かかるとされています。状況等によっては、2ヵ月以上かかることもあります。



後見人等の費用と報酬

報酬額は、基本月額2万円とされており、あとは後見人等が行った仕事の内容や本人の資力などを考慮して加算される場合もあります。

各市町村に報酬等を助成する「成年後見制度利用支援事業」もありますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。

（平成30年1月～12月成年後見関係事件の概況（最高裁）、平成28年11月[第8版]後見（保佐、補助）開始の申立ての手引（横浜家庭裁判所）、平成23年4月1日付成年後見人等の報酬額のめやす（横浜家庭裁判所）参照）

日常生活自立支援事業の利用方法



利用までの流れ

相談受付・訪問調査

- ・お近くの社協に直接ご相談ください。本人以外でも、家族や行政の窓口、地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員、障害相談支援専門員などを通じてのお問い合わせも受け付けます。
- ・社協の担当者が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。困っていることや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかなどを、本人と一緒に考えて「支援計画」を作成します。
- ・相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

契約締結審査会

- ・「支援計画」に基づくサービス提供が適切かどうか等、必要に応じて「契約締結審査会」で審査のうえ、社協が判断・決定します。

契約・サービスの開始

- ・社協と本人の間でサービス提供、利用についての「契約」を結びます。
- ・契約後は、「支援計画」に基づき、定期的に社協の「生活支援員」が訪問し、福祉サービス利用の手続きや預金の出し入れなどをお手伝いします。
- ・「支援計画」は「専門員」と相談し、必要に応じて「契約締結審査会」に諮った上、内容を変更することができます。



日常生活自立支援事業を利用した事例の紹介

Aさんの場合「請求書の整理が出来ずに光熱費等の滞納がある」

ひとり暮らしをしている80代のAさん。地域活動にも積極的に参加していました。

しかし、1年前から光熱費や自治会費の支払いが遅れがちになり、連絡を受けると慌てて支払うといったことが何度ありました。Aさん自身も不安を感じていましたが、どうしたらよいか分からず、誰にも相談出来ずにいました。

ある日、活動にも顔を出さなくなったAさんを心配した民生委員がAさん宅を訪問したところ、部屋に手がつけられていない郵便物がたくさん置いてありました。民生委員がさりげなく尋ねてみると、Aさんは困っていることを話し出しました。民生委員から相談をうけた社協は、数日後、専門員がAさんの自宅を訪問し「日常生活自立支援事業」について説明をすると、Aさんも利用を希望したため、契約をすることになりました。

毎月、生活支援員がAさん宅で郵便物の確認や支払いを手伝い、また必要な福祉サービスの手続きもサポートをして、Aさんに以前のような笑顔が戻ってきました。

成年後見制度の申立て①



申立てまでの流れ

法定後見制度

認知症や障害等により、判断能力が十分でないため、財産の管理や福祉サービスの契約が一人ではできない

任意後見制度

将来に備え、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶ

判断能力が不十分になったとき

申立て（家庭裁判所）

後見・保佐・補助開始の申立て
申立ては、本人・配偶者・4親等内親族・市区町村長等

申立てに必要なもの
申立書・戸籍謄本・住民票・成年後見に関する登記事項証明書・診断書・鑑定についての照会書
※（必要に応じて）本人情報シート・財産目録など

任意後見監督人選任の申立て
申立ては、本人・配偶者・4親等内の親族・任意後見受任者等

審判手続き（家庭裁判所）

審問：必要に応じ、家事審判官（裁判官）による事情の聞き取り
調査：家庭裁判所調査官による調査（申立人・本人・後見人等候補者）
鑑定：後見と保佐は、本人の判断能力について鑑定

審判（家庭裁判所）

後見人等の選任

支援の開始

本人情報シートとは

2019年4月より、申請書類として新たに追加されました。主に医師が診断書を作成する際の補助資料として活用するもので、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の介護・福祉を担当する人が作成します。



成年後見制度を利用した事例の紹介

Bさんの場合「衝動的に高価な物を購入してしまう」

母親と2人で暮らしていた精神障害のあるBさん。これまで困ったことがあると母親に相談をしてきました。

しかし、数か月前に母親が急逝、Bさんはショックで体調を崩してしまいました。家に閉じこもりがちになったBさんは、インターネットで高価な買い物を繰り返すようになり、請求書が届くたびに後悔し「支払えなかったらどうしよう…」と不安になっていました。

その時、相談支援事業所の相談員が「成年後見制度」について教えてくれました。さっそく周りの人と相談しながら手続きをしたところ、社会福祉士の保佐人が決まりました。

こうして、Bさんが必要のない高価な物を買ってしまった時は、保佐人がその契約を取り消すことができるようになりました。

成年後見制度の申立て②



申立て方法

●申立人

申立てをすることができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族等の他に、身寄りが無い、親族から虐待を受けているなどの理由で申立てをする人がいない場合は市区町村長による申立てができます。

●申立て手続き

家裁で申立てに必要な書類一式を入手し、本人の判断能力に関する医師の診断書や戸籍謄本などを用意します（※11ページ参照）。必要な書類が整ったら、家裁に申立てをします。

一人で申立て手続きを進めていくことが難しい場合は、弁護士や司法書士に相談し進めることができます。

●後見人候補者

後見人等候補者を決め、申立書に記載します。候補者に適当な方がいない場合は、事前に弁護士、社会福祉士、司法書士、税理士等の専門家にご相談することをお勧めします。

家裁は、後見人等を選任するにあたり本人状況等をふまえて総合的な判断をして選任をします。そのため、申立て時の候補者がそのまま後見人等に選ばれるとは限りません。

後見人等候補者についての相談先

弁 護 士	神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり 弁護士による20分間の無料電話相談を行っています。面談時間や出張相談についても対応しております。また、ご家族、支援者の方からのご相談にも応じております。 電話 045-211-7720 月～金（9時30分～12時／13時～16時30分）
社会福祉士	（公社）神奈川県社会福祉士会（ぱあとなあ神奈川） 後見活動を行っている社会福祉士による無料相談窓口を開設しています。必要に応じて面接相談・出張相談も行います。 電話による無料相談 045-314-5500 火・木（14時～17時） 面談による無料相談 要予約 火・木（13時～14時） 出張による相談 初回無料（交通費実費負担あり）。継続相談は有料。
司 法 書 士	（公社）成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部 後見活動を行っている司法書士による無料相談窓口を開設しています。 電話による無料相談 045-663-9180 月・金（15時～17時）水（10時～12時） 面談による無料相談 045-640-4345 要予約 水（15時～17時）
行 政 書 士	（一社）コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（かなさぽ） 後見活動や制度の相談を行う行政書士をご紹介します。 電話 045-222-8628 月～金（13時～16時）
税 理 士	東京地方税理士会成年後見支援センター 後見活動を行っている税理士による無料相談窓口を開設しています。 電話 045-315-2070 第1～第4水（10時～12時／13時～16時）

成年後見制度の申立て③



申立てに必要な書類（横浜家庭裁判所申立て用）

必要書類		入手方法など
申立て書類	①申立書 ②申立人照会書、本人の状況照会書、後見人等候補者照会書 ③財産目録および収支予定表 ④同意書 ⑤親族関係図	・横浜家庭裁判所 ・最高裁判所のホームページ
費用	収入印紙（後見開始の場合） ※保佐、補助開始で同意を要する行為の定めや代理権の付与を求める場合は、それぞれ別に申立手数料が必要になります。	800円（申立手数料）
		2,600円（登記手数料）
	郵便切手（連絡用）	3,470円（後見開始） 500円切手3枚、84円切手10枚、 50円切手20枚、10円切手10枚、 5円切手4枚、1円切手10枚
		4,500円（保佐、補助開始） 500円切手5枚、84円10枚、 50円切手20枚、10円切手13枚、 5円切手4枚、1円切手10枚
添付書類	本人に関するもの	戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）1通
		本籍地の市区町村役場
		住民票1通
		住所地の市区町村役場
		登記されていないことの証明書1通
		・横浜地方法務局（窓口申請のみ） ・東京法務局（郵送申請）
		診断書・鑑定についての照会書 ※（必要に応じて）本人情報シート
		横浜家庭裁判所
	後見等候補者に関するもの	住民票1通
		住所地の市区町村役場
鑑定費用	後見、保佐の場合に鑑定が必要になることがあります。鑑定料は、5～10万円になります。	

（平成28年11月[第8版]後見（保佐、補助）開始の申立ての手引 後見（保佐、補助）開始の申立てをする方へ（補足） 横浜家庭裁判所より一部抜粋）

※申立てを行う親族がいない、申立て費用の負担が困難等の場合は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が適用されることがありますので、各市町村にお問い合わせください。

神奈川県社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進課の紹介

権利擁護推進事業

- ・高齢の方や障害のある方への虐待をはじめとする権利侵害事例、多重債務やサービス拒否、近隣トラブルなどの困難事例に対応する地域相談支援機関を対象に、法律相談（予約制）やケース会議等に弁護士等の専門家がお伺いし、問題解決に向けた支援や助言を行います。
- ・高齢や障害により判断能力が十分でない方の地域での生活を支えるためのネットワークづくりに向けて、地域の関係機関によるカンファレンスや事例検討会等に、権利擁護に関する専門知識が豊富な弁護士やアドバイザリースタッフを派遣します。

成年後見相談・成年後見推進事業

- ・成年後見制度の利用に関する相談や説明会を行います。また、相談内容によっては、法律家による専門相談（来所もしくは地域相談支援機関等への出張相談・予約制）を行います。
- ・誰もが身近な地域で成年後見制度について相談したり、必要な支援を受けることができるよう、法人後見受任団体への研修支援や、市町村・関係機関との連携による市民後見人の養成を進めています。

日常生活自立支援事業

- ・市町村社会福祉協議会（政令指定都市を除く）に事業を委託し、組織的な事業運営と関係機関とのネットワークによる事業の推進を図るとともに、本事業の効果的推進、課題の解決に向けて市町村社会福祉協議会の取り組みを支援します。
- ・また、本事業を適正かつ効果的に推進するため、市町村社会福祉協議会の専門員・生活支援員等の資質向上やスキルアップのための研修を実施しています。

（福）神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進課(かながわ成年後見推進センター)

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17-2
神奈川県社会福祉センター8階

電話 045-534-6045 / 045-311-8873（後見相談専用）

ファクシミリ 045-314-3472

電子メール kenri@knsyk.jp（権利） / kouken@knsyk.jp（成年後見）

開所時間 月曜日から金曜日の9時から17時まで（年末年始・祝日を除く）

